

日本ロシア文学会会誌規定

1. 本誌は「ロシア語ロシア文学研究」と称する。
2. 日本ロシア文学会会員（以下“会員”とする）はすべて本誌に投稿することができる。
3. 本誌の発行は毎年度一回以上とする。
4. 本誌の編集は編集委員会がおこなう。
 - （イ）編集委員会は委員長および各支部の推薦による委員をもって構成する。各支部の推薦による委員の内訳は関東支部5名、関西支部2名、北海道支部1名、東北支部1名、中部支部1名、西日本支部1名とする。
 - （ロ）委員長は理事会が会員のうちから委嘱する。
 - （ハ）支部推薦による委員が委員長をつとめる場合、当該支部は、必要に応じて、編集委員1名を追加推薦することができる。（ニ）委員長および委員の任期は2年とする。ただし留任を妨げない。
 - （ホ）別に編集実務を助けるものとして、編集員を若干名おくことができる。
 - （ヘ）委員会は原稿の採否を決定する。また必要ある場合は原稿の修正を求めることができる。
5. 本誌の掲載対象は次のものとする。
 - （イ）研究論文 （ロ）学会研究報告要旨
 - （ハ）書評 （ニ）学会動静ほか
6. 掲載対象の選択は次の基準による。
 - （イ）会員が投稿し、編集委員会が掲載を適当と認めたもの。
 - （ロ）編集委員会がとくに執筆依頼したもの。
7. 原稿の執筆要項は別に定める。
8. 本誌に掲載された論文等の著作権については、別に定めるガイドラインに従う。ただし、ただし図版など著作権上の問題がある場合はその限りではない。

1968年10月制定 1994年10月・1995年9月・1998年10月・1999年10月・2003年7月・2005年5月修正・2006年7月修正・2009年10月修正・2014年11月最終改正